平成２２年（フ）第１７９９号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目８番16号、開始決定時の住所大阪府東大阪市近江堂１丁目９番24号
破産者　生島　健造
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１１６号
東京都豊島区要町１丁目32番12号モデュロール池袋西204号、開始決定時の住所兵庫県川西市平野１丁目40―41
破産者　佐々木利幸
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２２４号
大阪府箕面市粟生間谷西４丁目２番35―306号
破産者　長峪　知子
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５９７号
大阪市浪速区浪速西２丁目２番１―1108号
破産者　中辻泰昭こと　玄　　泰昭
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１８５号
大阪市西区新町１丁目31番３―603号、前住所大阪市阿倍野区松崎町２丁目10番１―307号
破産者　日比野智子
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１９１号
大阪市港区港晴３丁目13番６号
破産者　渡邊　秀樹
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２０６号
大阪府大東市諸福５丁目９番７号
破産者　宮脇工芸こと　宮脇　敬一
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３４７号
大阪府枚方市渚栄町31番１―102号
破産者　吉田　　正
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４１４号
大阪府枚方市村野東町14番３号
破産者　天野屋酒店こと　植盛　恭美
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４１５号
大阪府枚方市村野東町14番３号
破産者　植盛佐代子
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４２５号
大阪市平野区長吉出戸３丁目１番45号　ドムスⅡ―102号室、前住所大阪市東住吉区公園南矢田２丁目10番５号
破産者　セラピこと　石田　宏志
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４３５号
大阪府門真市五月田町21―12、開始決定時の住所大阪府守口市藤田町１丁目27番８号
破産者　小野　和彦
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５６５号
大阪市大正区鶴町４丁目10番２―205号
破産者　山内　和之
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６１２号
大阪府吹田市朝日が丘町36番16―103号
破産者　林　　浩樹
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４号
鳥取県倉吉市上井311番地５、開始決定時の住所鳥取県倉吉市堺町３丁目53番地
破産者　岡野　浩己
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第３０６号
広島市西区己斐上１－６―18　アーバンタワー己斐301号、申立時の住所広島市西区井口台２丁目１番12―406号
破産者　関根　正雄
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０７号
兵庫県相生市山手１丁目81番地の２
破産者　関根　正道
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２２９号
横浜市港北区鳥山町1735番地　横浜市総合保健医療センター　ハイツかもめ313、開始決定時の住所川崎市幸区小倉1265番地　栗田病院内
破産者　長澤　和美
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部